

かわさき市民オンブズマン
会 報 第61号
隔月発行 2007年10月1日

主張 川崎市の財政は大丈夫か 代表幹事 篠原義仁 2

特集 第14回全国市民オンブズマン山形大会報告

ほだな使い方でいいんだが？政務調査費

全国市民オンブズマン山形大会・談合分科会に参加して 川口洋一 4

「談合分科会」に参加して 篠原義仁 5

第14回全国市民オンブズマン山形大会の報告 江口武正 8

第14回全国大会情報公開分科会では 清水芳治 9

第14回全国市民オンブズマン山形大会に出席して 佐々木玲吉 10

資料 大会宣言 13

十字路

「政務調査費」県民フォーラムに参加して 望月文雄 14

トルコ紀行 その11 望月文雄 15

会計報告 17

編集後記

第6回拡大幹事会
中原市民館で
10月16日（火）開催

主 張

川崎市の財政は大丈夫か

代表幹事 篠原義仁

① 夕張市の財政破綻問題が、社会的問題になって久しい。今、その困難な財政再建の途が必死で追求され、他方、石炭産業中心の地方都市がそこに至った軌跡をたどりながら、国や地方自治体の責任、石炭産業の責任が問いかけて直されている。

さて、目を川崎市に転じてみると、川崎市の財政も大きな困難に直面していることがうかがえる。私たちオンブズマンは、税金のムダ遣い追及の一環として、既報のとおり、中原消防署・ビジネスホテル建設に係る監査請求（8月30日）と民間業者に肩入れ支援する産業廃棄物処理施設・かながわグリーンセンター問題の監査請求（9月3日）の申立をした。これと時を同じくして、川崎市財政に関するいくつかの報道が相次いでなされ、深刻な川崎市財政の実相が浮かび上がるところとなった。

② 8月23日、川崎市財政問題研究会は、川崎市の財政実態、財政計画を分析して、「最終報告書」を公表し、阿部市長に提出した。

報告は、今後10年間、市の財政は毎年度239億円～334億円の「赤字」となると試算し、警鐘を打ちならした。一方、収入のうち借金返済に充てる比率を示す「実質公債費比率」については、18%未満とするとの指標も提起した。この報告をうけて川崎市は、現在策定中の次期行財政改革プランにこれを生かす、とした。

8月29日、川崎市は、市の04～06年度

の実質公債費比率が平均21.1%となり、地方債の発行に国の許可が必要となったと発表した。すなわち、同比率は、財政規模に占める公債費の割合で、18%を超えると政令指定都市の場合は、「公債費負担適正化計画」を国に提出して地方債発行の許可が必要となる。そのため、川崎市は同計画を公表して、12年度以降の比率を18%未満に抑えることをめざすとした。ちなみに、03～05年度の同比率の平均は17.9%であったが、04～06年度にあっては21.1%に大きく上昇したもので、阿部市長の2期目の財政状況は安閑としてはられない状況となっている。

③ 私たちが監査請求を行った中原消防署・ビジネスホテル建設にあっては、消防署（4階建）の上にビジネスホテルを乗せる（5階～21階）というもので、民業であるホテル業者に、公益性も、公共性もないなかで多大な援助を行う計画となっている。そこでの問題点は、監査請求書記載に譲るが、見のがせないのは、第三セクターである土地開発公社から「塩漬け土地」を前記用地にするために購入した、売買代金22億7千万円（うち、ビジネスホテル分、16億1千万円）は、通常会計からの支出でなく市債を発行して賄われた。川崎市は、これを第三セクターであるまちづくり公社（役人の天下り先公社）に「丸投げ」し、契約期間30年の借地契約を結び、自己資金が2億余円で建築資金がおぼつかない、まちづくり公社に06年、07年度の両年度にわたって合計28億余円の貸付（06

年度分は履行済み)を行うこととした。そして、その資金繰りも市債発行で行うとしている(建築後のビジネスホテルも、30年の定期借家契約を締結して、ホテル業者ロイネットグループに「丸投げ」)。

何かおかしくないか。「公債費負担適正化計画」はどうなっているのか。

川崎市の財政は、大丈夫なのか、という素朴な疑問が発生する。

④ 8月30日、川崎市は長年にわたって私たちがその処理の明確化を求めてきた、市内最大の「塩漬け土地」水江町の公共用地約5万7000㎡の土地について「民間貸与」という方針を打ち出し、川崎土地開発公社から購入すると発表した。

06年2月の「包括外部監査報告書」は、川崎市が、いわゆる連帯保証をしている土地開発公社に係る債務に関連して「川崎市の平成16年度の『一般会計の決算』は、実質収支が567百万円の黒字となっているが」「市の財政上は(土地開発公社の)59,746百万円(注:一般会計の黒字分の何と100倍超の赤字)が潜在的債務となっていて」「(一般会計決算は)このような潜在的債務を考慮していないが、これをも考慮する必要がある」と強烈に批判した。その潜在的債務の最大のものが、水江町の「塩漬け土地」に他ならない。

川崎市は、この懸案の水江町の土地を時価がその4分の1に評価されているなかで、簿価(先行取得時の取得価格と利息等の合計)の233億円で購入することを決定した。これについても市債を発行して資金繰りをつけ、返済は「貸付収入で、市債の償還金を賄う計画を立てる」ということで推し進められようとしている。臨海部の防災上、安全上の危険のある地域の土地貸付で、そんなに賃料収入があがるのか。川崎市の財政は大丈夫なのか。10年後、20年後は、私には関係ないよ、知らないよという無責任きわまりない施策の展開ではないのか、という率直な疑問が生じる。

⑤ 9月5日付朝日新聞は、6月に成立した自治体財政健全化法によって、財政が第三セクターも含めた連結決算でチェックされるため、経営難の第三セクターをどうするのか、自治体として悩ましい問題に直面していることを特集記事として報道した。

全国的にみても、市の規模の大きさと比較してみても、天下り先ともいべき第三セクターを異常に多く有している川崎市にとって、とりわけ悩みは深い。しかも、法律が許容して債務保証契約を結んだ土地開発公社の債務はもとより、財政援助制限法に違反して違法に締結された第三セクターの「損失補償」(実質は、違法な債務保証。私たちが原告となって川崎市を被告とした06年11月15日言渡のKCT住民訴訟判決参照)の債務問題に関連して、立ち往生の自治体が続出している。損失は、小さなうちに処理して、これ以上の大きな損失の発生を断つ、という政治的決断が、今、求められている。

しかし、川崎市ではどうか。ビジネスホテル問題でも、産廃施設かながわクリーンセンター問題でも、11・15判決の直接の当事者であるにもかかわらず、川崎市はその無責任体質を改善せず、依然として損失補償契約を締結する姿勢を崩していない。即刻、違法な損失補償契約の実行は、阻止されなければならない。川崎市が、形を代えて、そして、より大規模でより深刻な形での「夕張」の二の舞とならないよう、市民として従前の政策の全面点検による原因の究明と責任体制の明確化を求め、再発防止に向けた取り組みの確立を要求する必要がある。そして、何よりも、今、この時点でも具体的展開をはかろうとしている、一連の税金のムダ遣いについて、「ストップ・税金のムダ遣い」という市民の声を大きくして、川崎市の財政の健全化を求めて闘いを進めていく必要がある。

私達の世代のために。川崎の未来、孫子のために。

第14回全国市民オンブズマン山形大会

ほだな使い方でいいんだが？政務調査費

報 告

全国市民オンブズ マン山形大会・談合 分科会に参加して

川口 洋一

1時から始まった全体会議の後、佐高 信さんの記念講演「情報公開は民主主義の源泉」という城山三郎さんの葬儀の時に読み上げた弔辞を縦糸に、渡辺淳一さんが城山さんに後添えをすすめた話、城山三郎→内橋克人→佐高 信とつながる経済の考え方は民主的民生的であり、長谷川慶太郎→堺屋太一→竹中平蔵ラインが考える経済は弱肉強食、ジャングルの経済だという話などの漫談を横糸にした話を聞いた後、篠原さんと私は談合分科会に参加した。

東京の谷谷さんが司会進行役で、「かながわ」の大川さんによる基調報告「談合住民訴訟の完全勝利に向けて最後のステップを！」を初めとして、次の4つのテーマで討議が行われた。

1. ごみ焼却炉談合住民訴訟の現状、2. 談合問題の各地の取り組み、3. 克服すべき問題点をめぐって、4. あらたな全国的監査請求の提起に向けて。

大川さんの話では、市民の談合に対する厳しい追及とともに独禁法の改正とスーパーゼネコンの談合決別宣言が行われ、一般競争入札の範囲が拡大され落札率が低下しているが、

この競争推進に対してブレーキがかけられているというのだ。ブレーキは2つあり、①特別重点調査と②総合評価落札方式である。

①特別重点調査とは安値入札をした業者に対して「調査」と称してごく短期間に膨大な資料の提出を求め、不提出を理由に失格扱いとする嫌がらせである。②総合評価落札方式は、従来の価格のみによる自動落札方式とは異なり、「価格」と「価格以外の要素」（例えば、初期性能の維持、施工時の安全性や環境への影響）を総合的に評価する落札方式であり、具体的には入札者が示す価格と技術提案の内容を総合的に評価し、落札者を決定する落札方式である（国土交通省国土技術政策総合研究所）。

ところがこの場合、技術力を評価選別するための具体的な基準は公表されず、全く不透明なので発注者の恣意性が入り込む余地大であり官製談合への道を開きかねない。情報公開こそが談合防止の決め手であろう。

2. 談合問題の各地の取り組みから青森県弘前市の除雪業務談合の住民訴訟は談合問題の難しさを示していた。①ほとんどの除雪工区が、毎年同一の業者が落札、②特定の業者（本命）を除くすべての業者が棄権・辞退している工区が多数、③平均落札率が98%以上という状況証拠から談合の存在が推定されるが、状況証拠しかないので談合とは認定されがたい状況である。

川崎市でも業務委託事業に関して18年度包括外部監査で似たような指摘がなされており、入札方式の改善が指摘されている。

最後に全国オンブズマン連絡会議が行った

「2006年度入札長所の分析結果」から政令指定都市（17市）の談合疑惑度の結果を見るとベスト3（疑惑度が少ない）は新潟、仙台、横浜市であり、ワースト3（疑惑度が大）は札幌、神戸、さいたま市であった。川崎市は下から数えて6番目で落札率90%以上の割合が52.9%と平均より9ポイントも高く談合疑惑度がかなり大きい。平均落札率は毎年少しずつ下がってきており、02年度94.6%であったものが、06年度は83.7%になっている。それでも仮に長野県の平均落札率73.2%であったならば30億円の節約ができたはずである。入札結果を更に厳しく監視していく必要を感じている。

**「談合分科会」に
参加して
篠原 義仁**

① 談合分科会は、65名が参加し、22名が報告ないし討論に立つということで、105分の時間いっぱい、活発な討論が展開された。但し、報告本数が多く、やや報告集会的様相を呈した。

大川隆司さんの基調報告は、大会報告集に収録されているが、きわめて充実した詳細なものであった。しかし、時間の制約上、コンパクトにまとめて報告されたので、基調報告レジメをも引用しつつ、そして、討議内容に即して、いくつかの感想を述べることにする。ちなみに、この分科会のタイトルは、「談合住民訴訟の完全勝利に向けての最後のステップを」と銘打たれたが、基調報告者の思いからすると、

①各地の談合裁判にどう完全勝利していくのか

②裁判経費、とりわけ弁護士報酬問題での逆流現象にどう対処し、乗り越えていくのかという当面する2本柱の闘いの追求に集約される。

② 以上を前提にして、まず報告の第1グループとして、全国的に闘われたごみ焼却炉談合訴訟—川崎にはない—の全体的状況が報告され、結論的にいえば、各地の裁判は、3事件の地裁判決で敗訴したものの、全体的には、勝利の判決を積み重ね、象徴的な言い方をすれば、

①京都市事件（大阪高裁）8%、18億円の損害認定

②多摩ニュータウン事件（東京高裁）5%、12億円の損害認定

に示されるように、高裁レベルでも勝利をかちとるところとなった。とりわけ、①事件では、公正取引委員会見解を採用して、従前の5%損害額の引き上げがはかれるところとなっている。それは、業者への批判の高まりを反映した損失補填の責任のとりせ方の底上げということであり、ごみ焼却炉談合の各地地裁の認容レベルの5%~7%損害額から8%認定へと押しあげる基礎を作り出したものといえる。

すなわち、今後のこの面での課題は、各地で大阪高裁レベル以上の高水準損害認定をどう勝ちとるか、ということになる。

③ こうした一連の勝利、談合根絶の闘いの基本に、

①官製談合防止法の改正

②一般入札制度の拡大をはじめとする入札制度の改善

があり、このことにつきオンブズマンが奮闘したことは周知の事実で、これに加えて、

③独占禁止法の再改正

④スーパーゼネコンの「談合との訣別」宣言

があり、そのなかで入札状況が大きく変化し、オンブズマン調査から明らかなどおり、全国的に落札率が大幅に低下し、「税金のムダ遣い」の防止に資するところとなっている。

他方、近時における官製談合の相次ぐ摘発、贈収賄事件がらみでの刑事訴追が行われ、談合究明の課題は大きく前進するに至った。

しかし、闘いの前進の中には必ず逆流現象ありで、その情報を正確に把握し、逆流を許さない闘いを組織する重要性が再確認された。ちなみに、2004年函館大会での談合分科会では、大手ゼネコン等の「反撃」（逆流現象）の状況、政界建設族の巻き返しがあるとして、当時、

①独占禁止法の改正案（課徴金を6%から20%へ引き上げ等々）の国会上提を阻止した日本経団連の動き

②建設業界が自民党の建設族（「公共工事事品質の確保と向上に関する議員連盟」古賀誠会長）に働きかけて、巻き返しを図っている事実

が報告され、それへの警鐘が鳴らされた。

近時の情勢は、それに比して規模、その質は異なるものの、把握されている実態としては、「官」側のまき返し攻勢が顕著となっている。

すなわち、「ダンピング対策」と称して、正当な安値落札者に対し、①「特別重点調査」名目のもとで特別調査を実施し、また、②「総合評価入札」という枠組みのなかで「価格つり上げ」を画策している。

これは、06年10月20日の自民党決議をうけて国交省が打ち出した06年12月8日公表の「緊急公共工事事品質確保対策」（2004年の前記②に奇妙に対応する）に基礎をおいて「官」側の反撃として行われている。具体的には、①については、調査基準価格を下回った者のうち、直接工事費が設計価格の75%未満などの要件に該当する業者に対し、短期間に膨大な資料の提出を求め、不提出を理由

に失格扱いするもので、正当な業者を排除するためのいやがらせ以外の何ものでもない（07年1月30日から3月31日までの入札案件で、うち63件が調査対象となり、その業者は、1件残らず全て失格扱いとなった）。

②についていうと、これは入札価格が相対的に高い業者を、技術力に着目したとして「総合評価」し、契約者に選定し、その結果、価格をつり上げるというものである。この技術力を評価、選別する具体的基準は公表されず、全く不透明のまま、「恣意」が横行している。

その上、公取委までもが、落札価格が（契約後に具体化される）実行予算上の工事価格以下であると、ただ単にそのことのみを理由として「不当販売」と称して警告を発し、正当な競争入札の抑制をはかろうとしている。闘いの前進のなかでは、必ず逆流が発生するが、オンブズマンは、その都度逆流を乗り越えて取り組みを前進させてきたのであり、このことに確信をもちつつ、他方、逆流現象についての情報分析を怠ることなく、これへの反撃の闘いを構築していく必要がある。

④分科会では、ごみ焼却炉談合の全体的状況の報告のあと、各地で取り組まれているさまざまな談合事例の報告をうけた。

その報告に係る共通の、そして主要な課題、悩みは、主張立証責任に関するものであった。

①青森県弘前市除雪業務委託談合では、談合立証については、落札率が高すぎる等の状況証拠で外堀までは埋めたが、刑事記録、公取委摘発での談合関与者の「談合の存在」を自白する証拠がなく、状況証拠のみで勝負するしかない裁判となっている

②福島・警察談合事件では、前記同様の、積み重ねた状況証拠のみの立証で、しかし、社会の常識からいえば、当然勝訴だが、一番は「談合の存在」の直接的証拠がないとして請求を斥け、二審も、新たな情報公開で状況証拠の補充を試みたが、やはり、「談合の存

在」の直接証拠がなく敗訴になった旨、報告された（山形県橋梁鉄骨工事談合事件では、当初は状況証拠のみ。そのうち刑事事件の判決が出て、一部の者は控訴、一部の者は控訴せず判決が確定。従って、刑事記録としては一件記録として非分離で控訴中のところ、確定した刑事被疑者分のみ供述調書の公開を求めて検事交渉し、ようやく、その部分のみの開示。そして勝訴したとの報告もあった）。このことは、刑事事件、公取委摘発事件については、その供述調書を基礎に「後追的」に談合住民訴訟を提訴し、勝利へとつながるが、それだけでいいのか、状況証拠のみで社会的には談合ありと認識しているのに（それが「社会の常識」）、それを「司法の常識」に高め、勝訴していく工夫が、今、オンブズマンに求められているのではないかとの指摘が強調された。まさに、オンブズマンとして理論的な追及が要求されるところとなっている。

⑤ これに加えて、実践的な運動を進める上で克服されるべき課題として、議会の首長に対する「請求権放棄決議」の問題があるとの提起がなされた。

すなわち、税金のムダ遣いに関する首長への損害賠償請求住民訴訟でオンブズマンが勝訴しても（地方自治法の改悪で住民が首長へ直接的な提訴ができなくなっている）、議会決議で請求権を放棄すると首長への責任追及の途が閉ざされる結果を生み出す。そして、現実に山梨県玉穂町事件をはじめ全国で3例現れてきていて、裁判に訴えても議会決議が優先されて敗訴判決を受け、その結果、議会決議を介在しての「住民訴訟の骨抜き化」現象が現れるところとなっている。

今、行政法学者を交えて、局面打開のための検討会が開始されているが、それに加えて、オンブズマンとしてもその叡智を結集する必要がある課題となっている。

裁判所の消極的対応は、議会決議の問題に止まらず、弁護士報酬の問題にも現れている。

そもそも、オンブズマンが住民訴訟で勝訴した場合の弁護士報酬は、裁判経費の実費精算的部分と各地のオンブズマンの申し合わせで運動カンパとして社会的に還元され、オンブズマンの財政の健全化に役立っている。

この報酬については、行政側が第一次的に当事者となって提訴するときは、通常の報酬規定に則り、実損害の回復内容に対応してこれが支払われているが、他方、オンブズマンが住民訴訟で勝利して地方自治体に実損害を回復させた場合には、弁護士報酬はその実損害を基礎とせず、住民訴訟の提訴の利便性を考え「算定不能」（訴額160万円、貼用印紙1万3000円）として取り扱われていることに着目、悪用して、行政は超低額報酬を支払うとして、その「論理」に固執している。

そこで、やむなく提訴となるが、裁判所も行政の「論理」に追随して行政追随主義の判決を連発している。

このなかで、京都市事例（ごみ焼却炉談合）で、その突破口を切り開く判決が出され、今後、オンブズマン活動の健全な発展の面からみても、この課題の追求が必須となっている。また、各地の敗訴判決を貫くものとして、前述した「社会の常識」を、なかなか「司法の常識」に高めえないなかで、「業界寄り」の事実認定、「行政寄り」の事実認定という、司法の行政追随主義、司法消極主義が顕著に見い出されるところとなっている。

社会の常識を、健全な市民感覚を、裁判所にわからせていく取り組みとして、労働事件、公害事件その他社会的な大義のある事件のなかで確立されてきた大衆的裁判闘争の展開が、今いちど思い出される必要がある。

⑥ 分科会では、そのまとめ代わりに

①し尿処理場談合への全国的取り組み

②大規模林道に関する地元負担金差止への共同の取り組み

についての提案があった。

①を要約していうと、02年4月～05年7

月入札のし尿処理場の建設につき、刑事事件等に係る11人の供述調書によると「全国47件のうち、7件以外は談合」と自白されているところであり（従って40件は談合）、また、よりしぼられた形でいうと刑事事件として起訴されたものがそのうち8件、公取委が摘発したものが6件、以上14件となっている。神奈川関係、川崎関係の事例はないが、広く全国的に取り組むことが呼びかけられた。

②については、林野庁の天下り組織（報告者によると国交省の天下りより農政の天下りの方が酷い、ということ）である緑資源機構が、国のお声がかりで進める「スーパー林道」に関しての訴えであった。ちなみにスーパー林道の建設に関しては、国予算に加えて地方自治体に対して地元負担金、賦課金の支出が強いられる（緑資源機構法第21条、第23条）ということ、つくる必要性のない、つまり、公益性、公共性のない、自然破壊の道路建設について、その公金の差止訴訟を提起して、これをくい止めようという提案である。

大会第2日目に報告された「八ッ場ダム建設」に関する公金差止の住民訴訟に連なるもので、検討する意義は大きい（但し、これについても、聞き及んだところでは、神奈川の事例はない）。

いずれにしても貴重な2つの提案は、オンブズマンの全国幹事会でしかるべく討議してもらうこととして、この分科会は終了した。

大きな議題がその実践のなかで少しずつ局面打開がはかられ、「完全勝利へ向けての最後のステップ」が、しかし、相当大幅なステップであろうが、確実にクリアされつつあることを実感させられた分科会であった。



第14回全国市民 オンブズマン 山形大会の報告

江口 武正

初日の良い時間帯の特急券が満席で、朝の7:20東京発を購入したため、早朝でバスがなく駅まで徒歩のため、自宅を5:20に出る羽目になったが、天気にも恵まれ快適な大会参加が出来た。

他の参加者の原稿とダブらないことを祈り、第2日目の（9月16日）各地報告に絞って報告する。

各地ともそれぞれ「ご立派」と評価したい。特に、岐阜県山形市のポスターの件には興味を持った。

1 山形県（市民オンブズマン山形県会議）

・空出張旅費を県に返還した文書の情報公開が非公開となり訴訟し、山形地裁では独立一体情報論で一部敗訴したが、仙台高裁では全面勝訴した。

2 福島県（福島県市民オンブズマン）

・利根川源流の八ッ場ダムだが、当初予算の2400億円が8800億円に膨れ騰がっている。

・基礎データはS22年のものであり、200年確率の雨に役にたつとされている。

・行政側弁護士の着手料は1千万円/県で、3県分とも同じ準備書面を利用している。

・2004年より6箇所ですべて同一裁判を実施しており、ハードルを一つずつ越しているが、1つでも勝てばよいと考えている。

・今回は会場の都合で「公共事業分科会」は開催されなかったが、来年の千葉県では是非開催をとの要請あり。

3 仙台市（仙台市民オンブズマン）

・東西14kmの地下鉄の工事。2400億円が40

00億円へアップの見込み。

・国交省の方針が都市公共交通では高速路面電車（LRT）に変更されているとのこと。

（仙台が最後の地下鉄工事と言われているとのこと、川崎市は未だ高速縦貫鉄道を推進しているが？）

・仙台地裁は自治体の自由裁量を認めたが、高裁は10/30判決予定であり乞うご期待。

・けやき並木を残したいと、見学で傍聴していたバングラディッシュの皆さんにも連帯を呼びかけていた。

・公共交通利用者は現在31.9万人、2025年は36.2万人のデータもあり、地下鉄の需要予測に11.9万人にはならない。

4 静岡県（静岡県オンブズマンネットワーク）

・県議OBの親睦団体「県元議会議員会」への補助金は違法と知事を相手取り、支出した補助金の返還を求め訴訟した。

・最高裁判決を受け、差し戻し控訴審で東京高裁は、県議OB団体の不当利得を認定し県への全額返還を命じ確定した。（元議員は現在議員でなければ県を代表していない。）

5 岐阜県山県市（くらし・しぜん・いのち岐阜県民ネットワーク）

・候補者の負担を軽減するため選挙ポスターは公費で賄われるが、経費を水増し、限度額（37万円）ぎりぎりの金額を不正請求していた。

・監査請求提出の結果か、警察が調査に乗り出し、ポスター業者、議員共容疑を認めており、12人が書類送検された。

・2名の市議は10万円前後を上乗せ請求し、業者から還流させていた。

6 大阪市（市民グループ「見張番」）

・第3セクターの訴訟を実施中。

・H6年に総工費1477億円でATC開業、H7年に総工費1193億円でWTCが開業。WTCは現在大阪市の第2庁舎となっている。

・賃料鑑定を求め、地裁が委託した不動産鑑

定士は大阪市は適正の3倍の過剰な賃料を払っているとした。

第14回全国大会 情報公開 分科会では 清水 芳治

本年度の大会が「ほだな使い方でいいんだが？政務調査費」とあるためか、情報公開分科会は、いかにすれば政務調査費（調査費）の使途を情報公開条例（条例）を活用して透明に出来るかに終始したとあってよいだろう。

司会は連絡会議事務局長の新海聡弁護士。

われわれ（かわさき市民オンブズマン）はこれまで領収書をみてこなかったのが、領収書の公開を当面の目標に掲げているが、新海さんは5万円以上の支出は領収書を添付するとは、どういうことなのかと問いかけた。

川崎を例に取れば、議会各派の団長会議で、本年5月3日以降の調査費の支出に適用するとの談話が成立して条例が改定されたのだが、多分5万円というのは国会議員の「政治資金規制法」に倣ったものと推測される。ここで騙されてはいけない、と新海さん。調査費は公金なのだから1円以上が当たり前なのだ。（ちなみに川崎市の条例は領収書のコピーを添付するとなっている。条例の問題点と指摘しておこう。）

私的なものと公金を一緒にするな、と言うのだ。そして領収書が全面公開されたらその数は膨大なものになる。閲覧もコピーも大変だ。作業を簡便にするには同時に、会派の会計帳簿を公開させ、不審に感じたところの領収書を点検するようにしなければならないし、支出に絡む活動報告書と比較的支出の多い視

察に伴う視察報告書を公開させることが必要だと、強調した。

調査費透明化のための各地の奮闘事例をすこし拾ってみる。

函館市では市が補助金を出している団体を情報公開対象にしていることを活用し、調査費を受け取っている財政援助団体と看做して情報を開示させている。西宮市では領収書不存在との市の回答を不服とし、情報公開・個人情報保護審査会に異議を申し立て、『会計帳簿及び証拠書類』を『不存在』とした処分を取り消し、改めて公開の可否についての決定を行なうべきである。」との答申を勝ち取っている。

ここから言えることは、規則や要綱でなく、市民の主張する権利を保障する条例（法）が大切であるということになる。

逆風としては大阪府で領収書のコピーを提出するところまではよいのだが、写しを提出する際、個人情報に関するもの（これを会派で判断するのだそうだが）はマスキングすることが出来るというところでもない案がだされているとのこと、各地でこんなことが行われれば由々しき事態になる。

そのほか新海さんたちが名古屋や豊田市で活動した事例や千葉の工夫が報告された。

情報公開ランキング問題。

広島市長から広島市の情報公開度について、長と議会を区別すべきではないかとの提案があり、かながわの代表からも同様の提案があった。もちろん反論もあり、検討すべき問題であるとすれば、何故いままで問題にならなかったかということにもなる。

ここらは時間が迫り駆け足で、情報公開分科会のもう一つのテーマであった判例研究は自習ということになった。参加者数を確認していないが、初っ端、新海さんが結構大勢来てくれたなといったのが、耳に残っている。

第14回全国 市民オンブズマン 山形大会に出席して

佐々木玲吉

今迄、オンブズマンの全国大会では、塩漬け土地、公共事業、情報公開、談合等が取り上げられて来ましたが、今年は政務調査費がメインテーマとして取り上げられるようになりました。これはただ時代の流れと見たのでは不見識でしょう。

ここ数年来全国各地のわれわれオンブズマン仲間は政調費の使途について疑問を抱き、追及し、訴訟に迄もって行った地道な運動があったのです。今その運動が全国の人々の耳目をそばだたせ「政治とカネ」がメディアにも取り上げられ、大きな世論としてクローズアップされるようになってきたのです。そして今回の参議院選挙にも大きな影響を与えています。

今年は「ほだな使い方でもいいんだが？」としてこの問題を深めることになりました。分科会で発表された各地の奮闘振りを紹介致します。

品川区民オンブズマン 佐藤代表が報告されましたが内容は本誌59号にありますので省略。

大阪 大阪府、大阪市、堺市連携して監査請求、3億4000万円返還勧告（07.6.18）。

他に大阪地裁に違法支出2億円返還提訴（07.7.17）。

仙台 6会派が01年4月～02年12月に使用した770万円返還命令：仙台地裁。

弘前 10議員に違法支出と認定（06.10.20）青森地裁。議員全員に違法支出と認定（07.5.25）青森地裁。議会が政調費廃止を決定（07.3.22）。

道南 函館市議会 4 会派に 115 万円返還命令 (07. 2. 9) 札幌高裁。

名古屋 自民党名古屋市議団架空領収書での裏金造り 2460 万円返還命令 (07. 3. 22) 名古屋地裁。

山形 山形市議会 956 万円目的外支出として訴訟中：山形地裁。

分科会会場には一般傍聴者と思っていた参加者の多くが発言内容から見て県議、市議等のメンバーであることも分かってきました。「いったい市民は何を求めているのか、もっと議員に申し出て欲しい。」「一人一派、無所属議員は、政党会派の今の政治では、はじき出され相手にされない。政調費とて同様である。」等。分科会は一般の発言は 10 分程になってしまい、参加者の発言不足は否めませんでした。

ところで、今大会に先立って全国市民オンブズマン連絡会議では、都道府県議員、政令市、中核市、その他市議員合わせて総勢 576 7 名に対して 6 問のアンケート調査を実施しております。(アンケートの内容については本誌 60 号 12 ページ。) 回答者は 3054 名、約半数、53 % となっています。月々の支給額の多い約 60 万円の東京都、神奈川県、大阪市は回答率は悪く、なんと大阪市にいたっては、議員 89 名中回答者 0 という状態です。逆に月 1 万円支給の行田市は議員 24 名全員が回答しています。

これらを踏まえアンケート結果をどのように考えるか、連絡会議事務局より、全体会議で感想を含めて、報告と問題提起がありました。

集計結果と報告は膨大なものになりますので掲載は都道府県議会回答率のみと致します。それ以外は大会資料集をご覧ください。

ところで今大会、随所に政調費に関する問題点について意見が出てきましたが、列举してみれば次のようです。



講演する佐高 信氏

あまりにも大きい支給金額の差。
政党会派に渡すべきか、議員個人に渡すべきか。
領収書のみでなく帳簿も公開すべきだ。
領収書は贗物ではないのか。
調査研究の結果としての活動報告書、視察報告書は公開すべきだ。
監査の第三者機関の立ち上げ。
使途基準は各会派の話し合いで決めるのではなく、全国的に社会通念に照らして適切なものとすべきだ。
政調費は全面的に廃止すべきだ。
等々です。

これらを熟考して国政の段階からも改良が加えられることを望むものです。

尚、全体会議における佐高 信氏による「情報公開は民主主義の源泉」とする講演は政治の裏にある、政治家の内幕について話をされ、大変参考になり面白く感じた次第です。

又、今大会にはスリランカより 10 数名の若き研究者が見学に来場され、熱心に傍聴しておられました。最後に感想を聞きたかったのですが、その時間が与えられなかったのは残念でした。総参加者 320 名。

都道府県 政務調査費議員アンケート 回答率と回答集計結果

都道府県	議員 総数	回答 者数	回答率	問1 現在の交付額に ついて			問2 支給対象に ついて			問3 領収書公開			問4 活動報告書公 開			問5 視察報告書公 開			問6 会計帳簿公開		
				a 多い	b 妥当	c 少ない	a 金支給	b 金派と議員 個人	c 議員個人	a 全面 公開	b 円 以上 公開	c 非公開	a 賛成	b 反対	c その他	a 賛成	b 反対	c その他	a 賛成	b 反対	c その他
北海道	105	79	75.2%	6	69	3	1	75	3	8	70	0	9	12	58	18	4	57	10	11	58
青森県	48	14	29.2%	2	7	1	6	4	4	7	6	0	9	0	5	7	0	7	6	0	7
岩手県	48	16	33.3%	3	8	3	0	2	14	14	2	0	12	1	3	13	1	2	12	4	0
宮城県	61	39	63.9%	0	36	1	39	0	0	39	0	0	7	31	1	7	31	1	3	30	6
秋田県	45	38	84.4%	1	34	3	1	31	6	11	27	0	18	18	2	38	0	0	14	18	6
山形県	44	19	43.2%	5	13	0	11	4	3	11	7	0	11	0	6	13	0	3	10	1	5
福島県	58	9	15.5%	4	5	0	6	0	3	8	1	0	6	0	3	9	0	0	5	0	4
茨城県	65	9	13.8%	1	7	1	7	1	1	5	4	0	7	0	2	7	0	2	6	1	1
栃木県	50	47	94.0%	10	36	1	40	4	2	11	1	0	12	0	35	12	0	35	10	0	37
群馬県	50	6	12.0%	3	1	1	1	1	4	5	1	0	4	0	2	6	0	0	5	0	1
埼玉県	94	32	34.0%	20	10	0	15	8	8	29	3	0	19	1	12	29	0	3	20	1	11
千葉県	95	34	35.8%	5	24	5	4	26	4	34	0	0	30	0	4	34	0	0	7	1	26
東京都	127	26	20.5%	14	11	1	19	5	2	25	1	0	26	0	0	25	1	0	23	0	3
神奈川県	107	12	11.2%	4	3	0	3	2	5	10	1	0	8	0	2	9	0	2	4	0	5
新潟県	53	16	30.2%	0	10	4	0	10	6	13	3	0	8	2	6	12	2	2	7	4	5
富山県	40	6	15.0%	0	5	1	3	1	2	5	1	0	4	0	2	5	0	1	3	0	3
石川県	45	13	28.9%	0	13	0	10	0	3	3	10	0	9	0	4	12	0	1	4	0	9
福井県	40	39	97.5%	3	33	0	37	0	2	24	15	0	16	0	20	20	0	19	21	0	18
山梨県	38	11	28.9%	2	8	1	3	8	0	8	3	0	9	0	1	10	0	0	7	0	4
長野県	58	52	89.7%	1	36	14	44	4	4	52	0	0	49	0	3	33	0	19	29	0	23
岐阜県	46	4	8.7%	0	3	1	1	2	1	2	2	0	2	0	2	2	0	2	2	0	2
静岡県	75	29	38.7%	3	19	4	7	14	6	13	13	1	12	2	9	18	1	5	11	3	9
愛知県	104	95	91.3%	0	91	2	87	4	3	12	21	2	65	15	12	78	11	3	12	17	10
三重県	51	51	100.0%	5	44	0	4	43	4	25	25	0	48	0	3	34	0	17	24	3	23
滋賀県	47	30	63.8%	5	20	4	2	27	0	29	1	0	21	3	6	26	1	3	19	3	8
京都府	68	19	27.9%	0	14	2	10	8	1	17	2	0	13	0	6	19	0	0	12	1	8
大阪府	112	10	8.9%	1	7	0	7	2	1	10	0	0	4	0	1	9	0	0	10	0	0
兵庫県	92	71	77.2%	5	57	0	6	61	4	23	48	0	14	1	56	23	0	48	12	1	58
奈良県	44	36	81.8%	6	29	0	6	29	1	13	0	0	10	1	2	11	1	1	11	0	2
和歌山県	46	10	21.7%	4	5	0	1	8	0	10	0	0	7	0	3	9	0	1	5	0	4
鳥取県	38	16	42.1%	1	6	5	0	0	14	13	3	0	9	1	6	11	1	4	12	1	3
島根県	37	25	67.6%	0	20	4	0	25	0	1	24	0	4	18	3	4	2	19	3	18	4
岡山県	56	40	71.4%	4	35	1	0	10	29	14	3	1	9	0	27	13	0	25	10	0	27
広島県	66	34	51.5%	1	27	2	25	7	2	17	16	0	9	1	24	19	0	15	9	1	24
山口県	49	49	100.0%	1	48	0	2	1	46	10	39	0	19	0	30	20	0	29	16	0	33
徳島県	41	39	95.1%	0	31	7	2	35	0	10	27	0	11	0	27	12	0	27	11	1	27
香川県	45	13	28.9%	4	6	2	3	1	9	12	1	0	7	1	5	10	1	2	8	0	5
愛媛県	47	39	83.0%	3	32	0	6	8	22	13	26	0	12	25	1	36	2	0	9	28	2
高知県	39	33	84.6%	2	31	0	2	30	1	9	24	0	9	0	23	9	0	24	8	0	25
福岡県	88	66	75.0%	7	58	1	65	1	0	9	5	51	4	0	61	5	0	60	4	0	61
佐賀県	41	10	24.4%	0	10	0	9	1	0	4	0	0	2	0	2	3	0	1	3	0	1
長崎県	46	3	6.5%	1	2	0	1	2	0	1	2	0	0	1	2	2	1	0	0	1	2
熊本県	49	12	24.5%	0	12	0	0	0	12	11	1	0	6	3	3	9	0	3	6	2	4
大分県	44	7	15.9%	0	7	0	5	1	1	3	4	0	3	0	4	6	0	1	3	0	4
宮崎県	45	5	11.1%	3	0	0	3	1	1	4	1	0	5	0	0	5	0	0	5	0	0
鹿児島県	54	11	20.4%	1	9	0	9	0	1	11	0	0	8	0	3	11	0	0	8	0	3
沖縄県	47	28	59.6%	1	22	5	1	25	2	14	14	0	12	3	13	20	3	5	12	3	13
	2788	1302	46.7%	142	1014	80	514	533	237	632	458	55	588	140	505	743	63	449	451	154	592

大会宣言

2007年9月15日から16日にかけて、私たちは、「ほだな使い方でいいんだが？ 政務調査費」というメインテーマを掲げ、第14回全国市民オンブズマン山形大会を開催しました。

地方議員の第二給与といわれてきた政務調査費の透明化をこれまで私たちは求めてきました。とりわけ前回大会以降のこの一年間に、多くの自治体の議会会派の政務調査費の用途を違法とする司法判断等が下されています。一方国政でも、首相が突然辞任するという異常事態が生じるまでも、閣僚の政治資金にかかわる不祥事が相次いで問題となっています。

このように、いままでになく、「政治家とカネ」の問題が争点となっている中で開催された今大会では、政務調査費の透明化が地方議会の活性化に必要な不可欠であるとの考えのもと、全都道府県議会議員、全政令市・中核市議会議員に対し、政務調査費の透明化に対するアンケート調査を実施しました。その結果、過半数を超える議員がアンケートに回答し、さらに、そのほとんどが政務調査費の一層の透明化を必要と考えている事実が判明しました。この結果を受け、実際に政務調査費の透明化の過程を私たちは注視するとともに、これを出発点として、議会での議論をより活性化させるために、政務調査費が正しく政務調査活動に使われるよう、監視していくことを確認しました。

また、私たちは、公共事業で談合が発覚した案件について、各地で住民訴訟に取り組んできました。公正取引委員会が摘発したごみ焼却炉談合では、京都市と多摩ニュータウン環境組合の住民訴訟が最高裁判所で決着し地方公共団体に損害賠償金が支払われたにもかかわらず、地方公共団体は勝訴した住民の弁護士費用を支払わないといった不当な事態も報告されています。

さらに、破綻した第三セクター問題では、昨年11月に横浜地方裁判所が下した第三セクターに対する地方公共団体の損失補償契約は違法・無効との画期的な判決を受け、今後第三セクターの財政破綻に対して、自治体による損失補償契約の問題性について検討していくことを確認しました。

今回私たちが行ったアンケートは5700名を超える地方議会の議員に対するものです。これほど大規模なアンケートを実施することができたことを私たちの新たな自信とし、今後一年、私たちが暮らす地域の議会、行政の透明化を求めるとともに、連携して行政・議会の監視活動を続けることを誓い、以下の三点を宣言します。

記

- 第1 政務調査費の支出や成果を全面的に公開する制度を創設するとともに、明白に政務調査活動と言えるもの以外への政務調査費の支出を許さないことを条例に定めるよう、各議会に求めること。
- 第2 談合を行った企業の責任追及を徹底し、地方公共団体に代わって訴訟を遂行した住民に自治体の受けた利益を基準とする適正な弁護士費用を支払うよう求めるとともに、談合を許さない入札制度の確立を自治体に求めること。
- 第3 第三セクターに関する情報を全面的に公開し、かつ、第三セクターに対する不当、違法な税金の投入をしないよう、自治体に求めること。

2007年9月16日

第14回全国市民オンブズマン山形大会参加者一同

カ字路

「政務調査費」 県民フォーラムに 参加して

望月 文雄

「政務調査費、94億円支出。県議会、18市議会 市民団体5年分調べ」という見出しでの記事があったのは今年の5月29日の新聞。ついで、8月30日に「不当支出で返還を」市議会4会派 政調費の一部 市民団体が監査請求という記事が掲載されました。江口さん、奥田さんというオンブズマン活動では著名な二人で、わたしには旧知の間柄なので、新聞は切り抜いて保存しておきました。

9月に入ると、NPO法人 川崎都市問題市民研究所から、第2回「政務調査費」県民フォーラム 住民監査請求『報告会』のご案内という葉書が送付されました。出席したのかどうかと迷っていました。夕方5時半には血糖値を測定し、インシュリン注射をし、6時には夕飯を摂るという日常生活で、このパターンを崩すと、とき面に体調が変調するという重度の糖尿病患者なので、6時開催という集会への参加は遠慮勝ちという生活をとっていますので。

ところが6日の夜、主催者で発表者の奥田さんからの電話。わたしの持病の関係で1時間位遅刻しますが、それでよければ出席しますと約束しました。

前置きが長くなりました。川崎市の議員へ支払われている政務調査費の情報公開は政務調査費収支報告書が開示されるだけで、支出の正当性を証明する書類（各種領収書等）は開示されません。この壁をどのように破って、

個別外部監査を請求したのだろうという問題意識がわたしにはあります。

わたしが会場に到着したのは6時50分で、すでに、第二部「川崎市議会4会派への住民監査請求報告」に入っていました。第一部 政務調査費とは（6ページ）、第二部 川崎市議会4会派への住民監査請求報告（4ページ）、新聞切抜きと「事実証明書3」の2ページ、「政務調査費を洗う！第2回政務調査費改革県民フォーラム・川崎市議会住民監査請求報告会 資料」71ページという膨大な資料を受付で渡されました。

奥田さんの報告がおわるとまずわたしに質問が要請されました。わたしは「監査請求の基礎になった資料の収集はインターネットで可能でしょうか」という質問をしました。自分がこのような監査請求を行うにはそれなりの資料収集が必要になると考えての質問です。「インターネットからだけではなく長野、大阪、青森にいき、担当の弁護士さんたちから資料を入手しました」という返事が返ってきました。返事には奥田さんの人柄、行動力が溢れていました。

翌日から、わたしはインターネットで当該資料の収拾を試みました。

1、品川区 平成16年（行ウ）第292号 損害賠償（住民訴訟）請求事件 判決 30ページ

2、名古屋 平成17年（行ウ）第47号 政務調査費返還代位請求事件 判決 29ページ

3、札幌 平成15年（行コ）第20号 損害賠償請求控訴事件（原審・札幌地方裁判所平成14年（行ウ）第13号 判決 13ページ

4、青森 平成17年（行ウ）第7号 政務調査費返還代位請求事件 判決 61ページ

5、青森 平成18年（行コ）第20号 政務調査費返還履行請求事件（原審・青森地方裁判所平成17年（行ウ）第4号）判決 22ページ

6、青森 平成17年（行ウ）第7号 政務調査費返還代位請求事件（出典 最高裁ホームページ）判決文抜粋 4ページ

7、弘前市民オンブズマン事務局日誌 6ページ

8、大阪府 住民監査請求に関わる監査結果（政務調査費に係る住民監査請求）42ページ

9、大阪府 個別外部監査結果報告書（平成16年度及び17年度に交付した政務調査費に係る住民監査請求）682ページ中111ページ

10、市民グループ「見張り番」ホームページ 7ページ

11、市民オンブズマン事務局日誌 ホームページ大阪府議政務調査費3億4100万円返還勧告 6ページ

12、大阪府ホームページ 政務調査費に係る住民監査請求の結果について 2ページ

13、函館 平成15年（行ウ）第2号 公金不当利得返還等請求事件 判決 83ページ と判決文と関連説明文合計416ページにおよぶプリントアウトでした。

しかし、インターネットでは検索できないものが2点ありました。寝屋川市議会の事務所費に対する判決事例と、大阪府市議会の政務調査費マニュアル（案）です。「政務調査費マニュアル」は宝塚市議会がインターネットに発表しています（25ページ）。徳島県では「平成18年度包括外部監査結果報告書及びこれに添えて提出する意見」をインターネットに公開しており、政務調査費、費用弁償等が詳細に報告されています。151ページに及ぶものですが101ページをプリントアウトしました。2日かかって合計542ページもの資料の入手が行えましたが、これを熟読して、政務調査費「目的外支出額」算定（細目と根拠）を策定するにはかなりの時間を要することでしょう。

このような行為をおこなわせるほどに、刺

激的な第2回「政務調査費」県民フォーラム。住民監査請求『報告会』でした。

トルコ紀行

その11

望月 文雄

ボアズカレ（11日目前半）

カッパドキアを離れる前に、陶芸工房の見学。工房の主オムールさんは、トルコの代表的な陶工というが、少しももったいぶった素振りは見せない。工房専用のガイドがいることからして、諸外国のツアーの見学コースになっているのだろう。足で蹴って回す、ロクロを片足で操作しながら、手はロクロ上の粘土から離れない。ものの5分と掛からないうちに、壺状の物が形づくられる。ロクロを止め、脇に置いてある粘土を取り分けて、手で棒状に揉みのぼすと、ロクロの上の壺に取り付けた。今度は糸を両手で張り、壺を切り離す。水差しだ。

絵付けは若い男女が隣室で行っている。薄暗い部屋なのに、彼等は明るさは意識していない。時々、私たちに目を向け、細い筆を動かす。見物されることに抵抗はないようだ。ガイドは説明を終えると、作品の陳列、展示部屋に案内する。コーヒーカップやチャイカップが机や、飾り棚に、所狭しと並べてある。壁には絵皿が無数に架けてある。写真入りかと思えるような絵皿が幾枚か並んでいる。

コーヒーカップを取り、裏を見ると30という数字が入っている。この数字は何と聞くとドルでの値段だという。受け皿とセットの値段だ。他には45と書いてあるものもある。絵付けの様子が30ドルのものより、手が込

んでいる。「高いな」と心中に呟く。「半値なら買う」と呟くように言うと「はい、分かりました」と即、梱包を始めた。1セットしか買わなかった。なにしろ独り身なので。

表に出ると雲1つ無い青空、キラキラとした太陽が照りつける。バスがターンして位置を決め、運転手のグルエさんが降りてくる。長いベランダには黄色と赤の大きなバラが咲き誇っている。角になっているところに、夾竹桃が赤い花を満開にしている。庭には細かい砂利が敷かれていて、紺碧の空と対極をなしている。日向の暑さもベランダの庇の下では汗が引いていく。

バス移動3時間。ボアズカレに到着するとすぐにレストランへ。野菜と肉の煮込みのランチ、ボリュームが少ないという感じが残る。一休みしてからヤズルカヤを見学する。列を作って並んでいる12神像が有名だが、岩に刻まれた彫像は小さい。1つの像の大きさは50cm足らず。全体の横幅は2m位か。ガイドのサイトさんの説明が長い。12神像は東向きなので、午後の太陽光は撮影に不向きだ。12神像が刻まれている岩の前の道は右に大きくカーブしている。12神像の刻まれている大きな岩に向き合うような巨岩を取り巻く感じに。その向こうも巨岩。道は巨岩の間を縫うように延びている。右側の巨岩にも神像が幾体か刻まれていて、12神像よりも彫りが深い。振り返ると巨岩の間、割れ目のような部分では紺碧の空が見える。道が急に細くなって、先へ進めるのかおぼつかない。そこも巨岩が向き合っていて、左側の巨岩の中腹になる部分、高さ3m程のところにも神像が2体、間隔をあけて刻まれている。ここはヒッタイト民族の神殿のような場所なのだろう。紀元前1800年頃のものなのだろうか。

聖書にヘテ人と出て来る人々がヒッタイト



ロクロを回すオムールさん

族なのだ。ヘテびとに係わる幾つかの記事を引用しよう。創世記25章9～10節「その子イサクとイシマエルは彼をヘテびとゾハルの子エフロン畑にあるマクベラのほら穴に葬った。これはマムレの向かいにあり、アブラハムがヘテの人々から買い取った畑であって、そこにアブラハムとその妻サラが葬られた。」

ヨシュア記1章4節「あなたがたの領域は、荒野からレバノンに及び、また大川ユフラテからヘテびとの全地にわたり、日の入る方の大海に達するであろう」。

サムエル記上26章6節「ダビデは、ヘテびとアヒメレク、およびゼルヤの子で、ヨアブの兄弟であるアビシャイに言った、「だれがわたしと共にサウルの陣に下って行くか」。

わき道にそれるが、年代考証を若干。

アブラハムは紀元前18世紀頃、ヨシュアはモーセの後継者で出エジプトが紀元前12世紀頃、ダビデが王位に付くのは、紀元前1000年前後頃と推定されている。

いずれにしても、ヘテびとと呼ばれる民族とアブラハム以降のイスラエルとの交渉は続き、ダビデの信頼する部下にヘテびとがいたことは、注目すべきだ。この頃、ヒッタイトの帝国は紀元前12世紀に滅亡して存在しなかったのだが。

編集後記

○9月15、16日のオンブズマンの全国大会で山形市に行ってきました。今年は記念講演、包括外部監査の表彰などは例年と同じでしたが、分科会は談合、情報公開、政務調査費の3つでした。61号は大会特集で各分科会出席者からの報告を掲載しました。

○このところ監査請求で忙しい。監査事務局も受理する請求で忙しいそうです。われわれ以外にも請求者がいる。どんな人たちだろうと検索してみました。残念ながら公表されていませんでした。

○ご承知の通り昨年11月15日の横浜地裁のKCT判決で川崎市の損失補償の違法性が厳しく指摘されました。すると川崎市は起債して資金を貸し付ける方法を取り始めました。KCTの後始末はコンテナターミナルを港湾

局が抱え込んだのと同様に、自ら金融業を開始し、債務保証、損失補償を切り抜けるというのでしょうか。

○「政治とカネ」の問題は汲めど尽きぬ井戸のようですね。「美しい国」安倍未熟内閣が突然崩壊した一因でもあるようですが、メモ帳をめくると次から次へと新聞記事の摘要があり、遂にはメモをやめてしまいました。

○9月9日重陽の節句。生活に不安70%と新聞。その後、高齢者医療費窓口負担8年4月から2割、後期(?)高齢者医療保険新設、身体障害者応益負担等々の、生活不安の見直しが報ぜられる中、ミャンマーで生活苦を告発する僧侶がデモを敢行しました。軍事政権は過酷な弾圧を繰り返す以外に対策はないでしょう。犠牲者が思いやられます。(清水)

会計報告 2007年4月1日～2007年9月28日

一般会計

収入(円)		支出(円)	
前期繰越	1,053,260	会報発行費	60,191
会費	279,000	コピー代	23,034
資料販売	10,500	情報公開請求	1,750
寄付金	56,067	会場費	19,648
利息	1,119	訴訟経費	52,540
		旅費交通費	55,380
		事務用品費	0
		通信費	1,580
		備品消耗品費	4,162
		図書費	0
		全国会費	10,000
		講師料	10,000
		HP管理費	5,000
		雑費	3,200
		予備費	0
収入合計	1,399,946	支出合計	246,485
		残高	1,153,461
訴訟積立金			2,000,000

*山形で行われた全国大会の交通費として3名分支払いました。あと2名分は清算未了です。

*王禅寺の塩漬け土地に関連して土地登記簿謄本等を取り寄せて調査をしました。このため、訴訟経費の支出が増えています。

今後の予定

月例会議・学習会 いずれもどなたでも
ご参加いただけます。

10月 1日 (月)	会報第61号印刷・発送	13:30	中原区役所
10月 2日 (火)	クリーンセンター監査請求意見陳述	14:30	監査委員室
10月16日 (火)	第6回拡大幹事会	18:30	中原市民館
11月15日 (木)	王禅寺土地問題監査請求参加申し込み締切日		
11月20日 (火)	第7回拡大幹事会	18:30	ミュージア川崎研修室
11月25日 (日)	会報第62号原稿締切日		
12月 3日 (月)	会報第62号印刷・発送	13:30	中原区役所予定
12月18日 (火)	第8回拡大幹事会	18:00	未定
	終了後忘年会		

第7回拡大幹事会は
ミュージア川崎で
かながわ市民オンブズマンが参加
開催します
皆さん、おいで下さい

発行 かわさき市民オンブズマン

所在地 郵便番号210-8544

川崎市川崎区砂子1丁目10番地2

ソシオ砂子ビル802 川崎合同法律事務所内

電話 044-211-0121 FAX 044-211-0123

振替 00270-3-85629

<http://www.kawasaki-ombuds.sakura.ne.jp/>

E-mail: esihara28@kawasaki-ombuds.sakura.ne.jp

会報第61号 編集スタッフ 清水芳治・佐々木玲吉 2007.10.1.